

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第5号

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する
条例の一部を改正する条例

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成27年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号イ中「民間公益活動を行う団体」を「実行団体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。